

子ども・子育て支援金の徴収が始まります

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆さんから支援金を拠出いただき、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。子ども・子育て支援金は加入する医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険等）の保険料と合わせて徴収されます。

子ども・子育て支援金の徴収は令和8年4月分から開始され、国民健康保険と後期高齢者医療の加入者へは、令和8年度の保険料について7月中旬に通知書をお送りします。

支援金制度の詳細は、こども家庭庁ホームページを確認を。
問国保年金課（国保保険料係…☎40-7045 / 後期高齢者医療係…☎40-7046）



地震に備えて対策しましょう

木造住宅・ブロック塀等の耐震化を支援

木造住宅の耐震診断員を派遣

木造住宅の耐震化を促進するため、市が派遣する診断員が耐震診断を行います。

対象住宅 市内にある、次の①～③の全てに該当する木造住宅

①平成12年5月31日以前に建築されたもので、原則、平成12年6月1日以降に増改築されていないもの／②一戸建ての専用住宅または併用住宅で、地上階数が2以下のもの／③在来軸組構法または伝統的構法によって建築されたもの

対象者 対象住宅を所有する人またはその親族（法人を除く）

診断費用（申込者負担） 1万4,000円（延べ面積が200㎡以下の場合）

募集戸数 2戸程度（先着順）

木造住宅耐震改修補助金

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事または建て替え工事、除却工事に要する経費の一部を補助します。

対象住宅 市内にあり、上記（木造住宅の耐震診断員を派遣）の対象住宅①～③と、次の④の全てに該当する木造住宅や空き家

④耐震診断または簡易耐震診断により、倒壊する可能性があるものと判定されたもの

※建て替え工事と除却工事の場合に限り、住宅の耐震性を簡易耐震診断で確認することができます。

対象者 次の①・②のいずれにも該当する人

①対象住宅を所有する人またはその親族で、当該住宅に居住する予定の人など（法人を除く／除却する場合を除く）／②令和7年度から交付申請時まで個人住民税等の滞納がない人

対象工事 市内に本店を有する施工業者が行う次のA～Cのいずれかの工事

A. 耐震改修工事／B. 対象住宅を除却し、同一敷地内で行う建て替え工事／C. 対象住宅を除却する工事

補助金額 補助対象経費の23.0%以内（上限額は、A・B = 117万2,000円、C = 20万円）

募集戸数 1～6戸程度（先着順）

※予算上限に達した時点で、募集を終了します。

ブロック塀等耐震改修補助金

ブロック塀などの耐震化を促進するため、耐震改修工事または除却工事に要する経費の一部を補助します。

対象となる塀 通学路などの避難路沿道にあり、耐震診断の結果、不適合の項目があった塀など

対象者 対象となる塀を所有する人またはその親族で、令和7年度から交付申請時まで個人住民税等の滞納がない人（法人を除く）

対象工事 市内に本店を有する施工業者が行う次のア・イのいずれかの工事

ア. 耐震改修工事／イ. 対象となる塀を除却する工事

補助金額 補助対象経費の3分の2以内（上限額は24万円）

募集件数 5件程度（先着順）

～共通事項～

申請方法 6月1日(月)～11月30日(月)に事前相談の上、必要書類を提出してください。

補助金の交付決定前に、契約・着手した工事は対象外／各申請書は市ホームページに掲載しているほか、建築指導課（市役所3階）で配布しています／記載内容のほかにも条件がありますので、希望者は事前にお問い合わせください。

問建築指導課指導・審査係（☎40-7053）

既存住宅の改修に伴う

固定資産税の減額の申告について

既存住宅を耐震やバリアフリー、省エネのために一定の要件を満たす改修工事をした場合、申告により固定資産税が減額されます。

耐震改修工事をした住宅

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、令和13年3月31日までに耐震改修工事（工事費50万円超）をした場合、翌年度の固定資産税が、住宅部分120㎡分までを限度に2分の1減額されます。

また、改修する住宅が「通行障害既存耐震不適格建築物（青森県地域防災計画で緊急輸送道路に位置付けられた道路にその敷地が接する建物のうち、地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げる建築物）」に該当する場合は、2年度分が2分の1減額されます。

バリアフリー改修工事をした住宅

新築から10年以上経過し、改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下の住宅（貸家部分を除く）で、令和13年3月31日までにバリアフリー改修工事（自己負担工事費50万円超）をした場合、当該住宅に係る翌年度の固定資産税が100㎡分までを限度に3分の1減額されます。

要件 次の①～③のいずれかの人が居住している住宅
①65歳以上の人／②要介護認定または要支援認定を受けている人／③身体障害者手帳または療育手帳などの交付を受けている人

対象工事 廊下の拡幅／階段のこう配の緩和／浴室の改良／便所の改良／手すりの取り付け／床の段差の解消／引き戸への取り替え／床表面の滑り止め

建物取り壊しの届け出は速やかに

毎年1月1日現在で存在している建物には、固定資産税が課税（◆）されます。

（◆）…同一人が市内に所有する全ての建物の課税標準額合計が20万円以上の場合

市では建物の現況把握に努めていますが、特に未登記建物の取り壊しについては届け出がないと把握できず、課税される場合がありますので、速やかに資産税課へ届け出をしてください。登記建物の取り壊しは、法務局へ滅失登記の手続きが必要です。

また、火事や自然災害によって住宅を取り壊した場合、土地の固定資産税に住宅用地の特例措置が引き続き適用になることがありますので、お問い合わせください。

問資産税課家屋係（☎40-7029）

省エネ改修工事をした住宅

平成26年4月1日に存在し、改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下の住宅（貸家部分を除く）で、令和13年3月31日までに省エネ改修工事（自己負担工事費60万円超（◆））をした場合、当該住宅に係る翌年度の固定資産税が120㎡分までを限度に3分の1減額されます。

対象工事 窓の断熱改修（必須）／床の断熱改修／天井の断熱改修／壁の断熱改修（外気などと接するものの工事に限る）

（◆）…上記工事費が50万円超60万円以下であっても、次の①～④の工事費を含めて60万円超の場合は該当します。

①太陽光発電装置の設置／②高効率空調機の設置／③高効率給湯器の設置／④太陽熱利用システムの設置

～共通事項～

○申告書添付書類についてはお問い合わせください。
○減額措置を受けるためには、改修後3カ月以内に申告が必要ですので、ご注意ください。

○申告書は市ホームページに掲載しているほか、資産税課でも配布しています。

問資産税課家屋係（市役所2階、☎40-7029）

弘前市がん検診初回精密検査費助成金

市のがん検診を受け、要精密検査と判定された人に初回の検査費の一部を助成します。

令和8年度にがん検診を受けて要精密検査となった人（令和8年度内に69歳までの人が対象）には、申請書等を送付します。申請受け付けは、令和9年2月末日までです。

また、令和7年度の対象者にはすでに申請書等を送付しています。申請受け付けは令和8年7月末日までです。

締め切りを過ぎると受け付けできませんので、精密検査を受けていない人は、早めに医療機関の受診をお願いします。

問健康増進課成人保健・がん対策係（☎37-3750）